

温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会（第6回）

平成23年1月19日

日時：平成23年1月19日（水曜日）10:00～11:00

場所：経済産業省別館8階825会議室

議題

1. 国内認証排出削減量の事業者別排出係数への反映について
2. その他

○吉川室長　それでは、定刻となりましたので、ただ今から温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会の第6回目の会合を開催させていただきます。

○山地座長　前回、国内認証排出削減量として国内クレジット、それからオフセット・クレジットの排出係数の反映の案をお取りまとめいただき、パブコメにかけましたので、その結果に基づく議論と、前回も少し頭出ししましたけれども、今、太陽光の余剰電力買い取りが始まっているわけで、その反映の仕方、あるいは今審議中の、今後全量買い取りも進んでくるので、それも視野に入れて。これは決めるというよりもどういう方向が考えられるのか、少し論点整理をするということでございますので、ご審議よろしくお願ひしたいと思います。

では、早速議事に入らせていただきますけれども、まず事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○吉川室長　お手元の議事次第の紙に書いてあります資料でございますが、この議事次第の紙。資料1、委員名簿。資料2、パブリックコメントの概要及びそれに対する考え方（案）について。資料3、国内認証排出削減量の調整後排出係数への反映方法と報告様式について（案）。資料4、太陽光余剰買取制度に伴うCO₂排出係数の調整方法に関する論点整理について（案）。資料5、今後のスケジュールでございます。不足等ございましたら言っていただければと思いますけれども、大丈夫でございますでしょうか。

○山地座長　資料よろしいでしょうか。そうしますとまず今日のメインの議題でありますパブコメの概要とそれに対する対応、それから案として取りまとめております国内認証排出削減量の排出係数への反映方法について議論をお願いしたいと思います。資料2と3を使って事務局から説明をお願いいたします。

○坪口補佐　では、資料の説明をさせていただきます。お手元の資料の資料2、資料3

に沿ってご説明したいと思います。前回、去年の11月末に開催させていただきました際にお諮りした算定方法の案につきまして、パブリックコメントを実施いたしました。資料2に概要が書いてございますが、公募期間として12月6日から今年の6日までということで、提出された意見は2件ございました。裏面にその意見と回答案ということで載せております。

1つ目としましては、各電気事業者は共同火力などから電気を購入しており、そういった源泉からの排出量を加味した内容にすべきではないかと。もう1つとしましては、国内認証排出削減量に関しまして、J-VERクレジットですとか、国内クレジットについて系統電力の使用削減にかかわる排出削減方法論から生ずる削減量について国として統一的な算定方法を検討、確立すべきではないかという2つでございました。

回答案といたしましては、右の方ですけれども、1つ目につきましては共同火力など他社から調達した電気についても、既に当該電気の発電に係るCO₂排出量を加味して排出係数を算定するというようになっております。もう1つにつきましては、今回の改正は、電気事業者の調整後排出係数に国内認証排出削減量を反映するもので、意見は今回の改正内容とは関係ないものでありますが、国内クレジット制度、オフセット・クレジット制度それぞれにおきまして、一定期間経過後必要に応じてレビューを実施するというようになっておりますという回答を挙げさせていただいております。

続きまして資料3でございますが、前回のご議論を踏まえまして、その概要という形で資料を追加させていただいております。目次を1ポツとしまして、国内認証排出削減量の調整後排出係数への反映方法について、2ポツとしましてその報告様式ということで、それ以降は参考資料といたしまして、前回の検討会資料をそのままつけさせていただいております。

資料をおめくりいただいて2ページ目。右下にページ番号を打っているものでございますけれども、調整後排出係数への反映方法については、前回会議でお示しましたように次のとおりとするということで、従来、調整後排出係数につきましては、販売電力量を分母といたしまして分子に販売に伴い排出されたCO₂量から京メカクレジットを引くというものでございました。今回の見直しに伴いまして、引ける量が国内認証排出削減量を追加するというものでございます。※印といたしまして、現時点で国内認証排出削減量は、国内クレジット、オフセット・クレジットが該当しますと。ただし、削減量の価値の二重利用を避けるために、電力系統に送電する場合は含まれる方法論につきましては、今回は

対象といたしませんというものでございます。

めくっていただきまして、報告様式について①ということで、この改正に伴いまして、通知に書いてございます電気事業者の皆様からご報告いただく様式についても改正をしてございます。①の左側がその表紙の部分でございますけれども、調整後の排出係数のところに国内認証排出削減量を加えていると。右の方、表9で、さらに下のページの②で表10ということで2枚を追加するというものでございます。表9が排出量調整無効化した国内認証排出削減量の内訳ということで、その内訳をそれぞれクレジットごとに書いていただくもの。さらに表10といたしまして、他社から調達した電気に係るクレジットの関係、この2表を追加するというものでございます。

それ以降、参考資料につきましては前回の資料と全く同じものを参考までにつけさせていただきますので、説明を割愛させていただきます。

その後ろに通知の案そのものがついているかと思えます。こちらも基本的に前回の会議でお配りさせていただいたものと変更ございません。今回の改正で、ページ数でいいますと2ページ、3ページの網掛けしているところがございますが、この部分が追加され、国内認証排出削減量も調整後の排出係数に反映させますという説明になっております。さらにはページでいいますと、19ページのところで国内認証排出削減量の説明ということで、①といたしまして国内クレジット、②といたしましてオフセット・クレジットと。さらにただし書きのところ系統に流す電力に係る方法論については除外しますという説明書きが書いてございます。さらにめくっていきますと、後ろのほうに様式、先ほどスライドでご説明しましたがその様式がついているという構成になってございます。一番下に1枚ペラで参考ということでつけさせていただいておりますが、若干文章を見直したところで、日本語的にちょっと読みづらい部分、並びに読みかえの部分について統一的な言いぶりをするところから、この4点を非常に技術的ではございますけれども、変更させていただいております。念のため説明を申し上げますと、上の2つにつきましては、読みかえのところを、「(以下「」という。)」という形で統一をさせていただくというものです。下の2つについてはポツを加えたりですとか、「並びに」という言葉を加えることによって読みやすくするという非常に技術的なものでございます。以上でございます。

○山地座長　　ありがとうございました。パブコメは2件ご意見をいただいたのでのすけれども、それぞれ資料2に書いてあるような対応を用意していただきました。それから、内容的には前回ご議論いただいたものと基本的には同じ内容でありますけれども、今最後

に参考のところで説明があったように、日本語としての文章に若干手を入れてわかりやすくしているということでございます。今の事務局の説明につきましてご意見、ご質問等いただきましたらいただきたいと思えます。いかがでしょう。どうぞ。工藤委員。

○工藤委員　ありがとうございます。手続的なところで確認したかったのですが、パワーポイントの資料の報告様式について、表9に識別番号と書かれているのですが、ここでも、ここで規定されている識別番号というのは、この報告制度に基づいてつけられるものなのか、国内クレジット制度なり、J-VER等でつけられた識別番号といいますか、多分シリアル番号があると思うのですが、そういったものが表記されるようなものなのか、その確認と、この制度の中でこういった情報は開示といったら変なののですが、公表されるようなものなのか、あくまでも制度を運営する側が内部チェック的にしっかり管理するような性格のものなのか、その辺あくまで手続上の話なのですが、お教えいただければと思います。

それからもう1点。同じパワーポイントの2ページ目のいわゆる系統に流れる部分については、とりあえず今回は算定しないという話だったのですが、この前の議論では技術的な課題があるので実際に今回は算定しないということなので、逆に言えばその技術的課題が解決されれば将来に可能性はあるというイメージだと個人的には認識していたのですが、ここで書かれている注意書きが基本的にはもう算定しないというかなり強いイメージで書かれているので、前回の議論した内容は若干どこかで補足しておいたほうが、実際の議論の内容を反映するものなのかなと感じました。以上です。

○山地座長　どうぞ。

○坪口補佐　ありがとうございます。識別番号につきましては、それぞれ国内クレジット、J-VERで付加される番号で、この制度特有のものではないということでございます。いただきましたこの資料については、基本的に開示をしないということで取り扱いをさせていただいているところでございます、その扱いを変えることは考えてございません。今回除外しましたものについて、技術的課題が解決されれば反映され得るところについては、そういう認識で我々もおりますので、そこはちょっとミスリードしないような形で資料を適宜修正できればと思っております。

○山地座長　よろしいでしょうか。他にはいかがでございましょうか。特によろしゅうございましょうか。では今のダブルカウントを避けるといいますか、系統に流す部分の扱いについての表現ぶりは少し技術的な課題についての留意条件を書くということで対応す

るということにさせていただきたいと思います。

そうしますと、淡々と進みまして、今日のメインの議題は以上ですけれども、その次の議題といたしまして、資料4に太陽光の余剰買取制度に伴うCO₂排出係数の調整方法に関する論点整理の案がございますので、まずそれについて事務局から説明をお願いいたします。田上さん。

○吉川室長 私から説明させていただきます。資料4に基づきまして、ご説明をさせていただきます。太陽光余剰買取制度に伴うCO₂排出係数の調整方法に関する論点整理についてということですが、前回11月29日に簡単に論点提示をさせていただいたところですが、これについて今回もうちょっと深く議論をさせていただきたいということと、幾つか案を提示させていただいて、それに基づいてご意見を伺いたいということでございます。

資料に基づきまして、まず1ページ目でございますが、1-1、余剰買取制度に伴う排出係数の調整に係る論点と考え方ということでございます。論点を4つ提示をしております、それに従って考え方をまとめております。

まず論点の1でございますが、環境価値の配分に伴う調整は簡便かつわかりやすい方法で行うべきでないかということございまして、これについて考え方、算出方法の簡便性、あるいはそのデータの透明性など、実務に関する配慮が必要ということでございますし、これに関連しまして、既に対外的に公表している販売電力量というデータとの整合性も必要であるということでございます。あとはそれらのデータを提供された後の行政側で確認するための時間、コストに対する観点も必要であるということでございます。

論点の2でございますけれども、実際に排出係数の調整は実排出係数、調整後排出係数のどちらでやるのかということでございます。もう1つ、配分に当たっては負担に応じて需要家に環境価値が公平に配分されるようにするべきではないかという論点でございます。これについての考え方につきましては、実際にPPSと一般電気事業者は販売電力量に応じて買い取り費用を負担していますけれども、実際それに伴う電気の取引は行われていないということでございますし、実際に余剰電力の系統への流入分については、一般電気事業者が実際排出係数において行われているという反映がされているということでございますので、実際に行われることを考えてみると、やはり調整後排出係数において調整を行うのが適当ではないでしょうかということでございます。環境価値の考え方については実排出係数と調整後で特に差があるということではないので問題はないのではないかとこの

とでございます。

次のページをめくっていただいて、論点3でございます。実際に公平配分を行うときに、どんな方法があり得るのかということでございますし、実排出係数においてやる場合、どんな方法があるのかということ、あるいは調整後排出係数において行う場合には、環境価値を実CO₂排出量から控除して行う方法が考えられますけれども、それ以外にもないのかという論点でございます。実際、先ほど論点2でもありましたように、実際に余剰電力の取引はPPSと一般電気事業者で行われていないということから、調整後排出係数で行うのが適当ではないかということでございますし、後段の論点につきましては、実排出係数、いわゆる分子を調整した方法に加えて分母、販売電力量を調整して行う方法もあり得るということでございます。これは後でまた提示をさせていただきます。

論点の4でございます。現在検討中の再生可能エネルギーの全量買取制度に伴う環境価値の配分のための調整方法との制度間の整合性をどう考えるかということでございますが、これはできる限り統一的な扱いにするということについては、皆さん一致する意見ではないかと思えます。

次のページは余剰買取制度の概要でございます。これは前回もご説明させていただきましたが、21年の11月1日からスタートしております、余剰買取制度が対象でございます。負担額については電力需要家全員で負担をするということでございますので、PPS及び一般電気事業者両方から徴収をされるということでございます。下に具体例が書いてあります。

次のページでございますが、余剰買取制度と全量買取制度、現在議論されているものでございます。全量買取制度は今、買取制度小委員会で、昨日行われましたけれども、整理が行われておりまして、大きな違いは買取主体に特定電気事業者が入ることと、あと買取費用の負担の調整について地域間調整をするということと、清算機関を活用することが余剰買取制度との大きな違いでございます。

5ページ目でございますけれども、そうするとどういった方法があるのかというところでございます。まず最初でございますが、余剰買取制度に伴う排出係数の調整方法については、実CO₂排出量（分子）を調整して算出する方法と、販売電力量（分母）を調整して算出する方法が考えられるということでございます。実CO₂排出係数を調整して算出する方法については、実際に負担に応じた太陽光発電におけるCO₂削減相当量を減算あるいは加算する方法と、実際のCO₂排出量の負担に応じた買取電力の相当量の割合を乗

じる方法の2つがあるということでございます。ここで言っている調整買取電力量相当量を調整電力量と名づけまして、それを算出しますと一般電気事業者の買取電力量を全体のエリアでの販売電力量にPPSの販売電力量を全体の販売量で割ったものを掛けたものがいわゆるPPSが負担したその量という式でございます。これを考えて案の1、2、3ということでございますが、案1、2が冒頭で申し上げました分子を変える方法ですね。CO₂排出削減相当量におけるCO₂排出量の調整ということでございます。実CO₂排出量から負担に応じた太陽光発電におけるCO₂削減排出量を減算・加算して調整すると。案の2が実CO₂排出量を調整電力量の割合、貢献分で、寄与分で乗じてその分子とする場合と、案の3が実際販売電力に調整電力量を調整して、つまり電力量が変わったということで分母を変える場合ということでございます。

次のページでございますけれども、それぞれ今のをビジュアルに示したものでございます。案の1でございますけれども、そのイメージ、PPSで見ると実排出係数は実排出量をPPSの販売電力量で割ったものでございます。調整後排出係数は実排出量をCO₂排出削減量相当量で引いたものを、さらに京メカクレジット等をさらに除して電力量で割るということございまして、排出削減量相当量はそれぞれ販売区域の調整電力量掛けることのその地域における換算係数ということで計算をするという方法でございます。右の一般電気事業者の場合は、実排出係数はその図式にあるとおりでございますし、調整後につきましては排出削減相当量のCO₂量を足して、京メカクレジット分を引いて販売電力量で割るということでございます。削減相当量は、供給区域内全域でのPPSの調整電力量×換算係数ということでございます。

次のページでございます。案2はこれも分子を変える方法でございますけれども、先ほど申したように、分子の調整後の排出係数は実CO₂排出量に実際PPSが負担した分を案分しているものでございます。一般電気事業者も同じで、一般電気事業者が負担した分を案分して実排出係数に掛けて調整後を出すという方法でございます。

次のページが案3でございまして、PPSの場合は分母を変えるということございまして、実際区域ごとの調整電力量の合計を販売電力量に足したものを分母として調整後排出係数とするということでございますし、一般電気事業者の場合は販売電力量からPPSが負担したものを引いたものを新しい調整後の販売量として、実CO₂排出量を割るものでございます。

こういう3つのものが考えられるんですけれども、次のページ9ページ目でございます

が、各調整方法に関する評価でございます。論点は先ほどの1、2、3、4の4つ論点に分かれて、案1、2、3でそれぞれ評価をした表でございます。○はメリットで△は懸念事項ということでございますが、案1に対する評価でございますけれども、簡便かつわかりやすい方法という評価で申し上げますと、従来の調整後排出係数の調整方法に沿った考え方であるということでございますが、懸念事項としては一般電気事業者の供給区域ごとに削減相当量を算出することが必要ということでございますので、算出に当たっては排出係数の算出あるいは確認のためのコストが大きな懸念としてありますということでございます。負担に応じた環境価値の公平配分という意味ではすべての需要家が負担に応じた環境価値を電気事業者の排出係数の低減を通じて享受するという意味では3つの案とも公平に分担されていると考えられるのではないかと思います。案の1の懸念事項としては、用いるCO₂の換算係数に応じて公平性の議論が生じる可能性があるということでございます。必要と考えられる法令改正としては、すべての部分において通達の改正で対応可能ということでございます。

案2でございますけれども、これは簡便でわかりやすい方法という意味では従来買取制度のもとでのデータの入手が可能ということでございます。懸念事項としては特にはないのではないかと思います。負担に応じた公平配分という意味では公平であるということでございます。計算をちゃんと調整するので公平になっているのではないかという評価は案1と同じでございますが、実際電気事業者間で調整された排出量については、調整の前後において排出量が整合しないということになりますけれども、誤差は極めて少ないと考えられますので、影響は少ないのではないかということでございますが、3は同じでございます。4は親和性という意味では案2、案3は余剰買取制度、全量買取制度の間で同じ方法を適用可能だと評価をされます。

案3につきましては、先ほどデータの入手は同じように容易にできるだろうということでございますけれども、新しく販売電力量をいじるものですから、新たな概念が出るということもございますし、もう1点は分母を変えるということもございますので、京メカにおける評価が変わってくる可能性があるということもございます。論点2、3、4は既に述べたとおりでございます。

次のページは既にこれは現在調整をされている全量買取制度における地域間調整をご参考までに書かせていただいたものでございます。11ページ目も現在買取制度小委員会において評価を記述されている環境価値の取り扱いについてでございますし、ここではすべ

での電気事業者の排出係数を何らかの形で調整し、その結果として、負担に応じて全需要家の環境価値が分配・調整されるということが適当であるという趣旨が盛り込まれるところでございます。以上でございます。

○山地座長　ご説明ありがとうございました。この問題は前回も頭出しで議論しましたのでご理解いただけていると思いますが、今の余剰買取制度のもとでは実際の太陽光発電の余剰を買うのは一般電気事業者であるわけですが、負担は一般電気事業者のお客さん以外、実質的にはPPS等のお客さんも含めてキロワットアワー当たり等しく負担するというので、この調整が必要だというわけであります。そのときの原則もありまして、それを調整するためのあまり複雑過ぎて煩雑なもの、それからわかりにくいものでもいけないだろう。ただ公平性の観点からきちんと配分されなければいけない。そういう意味では調整後排出係数で調整するということでは大体皆さんの前回の意見は一致したわけですが、具体的な計算方式として今回3案を提示していただいたわけですね。これについて皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。はい、工藤委員。

○工藤委員　ありがとうございます。特に9枚目のスライドで各方法論のメリット、デメリットといえますか、そういう評価、これがとてもある意味議論するには大事なかなと思って伺っていたのでのすけれども。前回の委員会で簡便性とかそういった透明性の観点も含めてと申し上げた立場から、この整理をいろいろ拝見していると、私自身は前回どっちかというキロワットアワーを調整するのが一番シンプルということを申し上げたのですが、実際のこの制度全体を通して排出係数を考えるには分母の販売電力量は基本的には動かさないと、そしてCO₂のところの調整でいろいろ足し引きも含めてやりましょうという考え方であるとか、そういう新たなここで定義が設定されなければいけないのではないかとことを勘案して考えるならば、必ずしもそこにこだわるものでは多分なくて、実際にキロワットアワーのデータ等がある程度みんな広く確認可能なデータで調整可能であるならば、分子のところ調整されるというのが合理的かなと思いました。ただ、3案を比較してみてすべて○というところがないというところが多分問題だと思うので、その辺の△として指摘されているところをちゃんと確認する必要があるかなという気がしているのでのすけれども。1つはおそらく案1の場合はこのCO₂の削減量を何かしらの形で計算をしなければならないという話になって、そうなるこの算定ガイドラインといいますが、この委員会で議論している算定ガイドライン上はあまりクレジットの算定をどうするかということは規定されていないので、その辺も含めて多分コストとか管理が大変とおっ

しゃっているのかなと。それがもしそうだとするならば、追加的に何かしらの信頼性確保も含めて手続上必要になるのかなという認識かなと思うのですが、その辺はそういうことでよろしいかどうかということの確認です。

それから2番目は特に案1のところの地域間調整の影響で、相当量の算出方法が異なる可能性があるというところ。もう少しここを説明していただけるとありがたいのですが。あと、この辺の細かいイメージ、課題はどの辺にあるのかという点を、もう一度確認したいと思います。

それから3番目、いわゆる2とか3の方法論をとると、若干実量的な面で誤差が出るのではないかというところに対するいろいろな意味での評価はやはりいろいろ出てくるとは思っているのですが、誤差僅少であるということがいろいろな意味である程度確実といえますか、確度を持って言えるということだとは思いますが、この辺もう一度確認という意味で。

最後に、せっかくやはり余剰買取に加えて将来的に可能性のある全量買取との適合性を考えるということになるならば、4ポツのところの○か△かというところは、ある程度今の段階の議論ではしっかりウエートを持って見ておいた方がいいのかなと。すなわちまた新たな制度が出てきて変えるということになりますと、これはこれで大変だと思いますので、簡便性なり、わかりやすさも含めてより全量買取制度との整合性をうまく保てるような考え方を採用するという点については、考え方としては妥当なのではないかなと思えました。以上です。

○山地座長 ありがとうございます。ほかの委員にも聞きたいのですが、今の工藤委員の9ページの整理した表の中で、幾つかもう少し△のところを中心に詳しく説明してくれないかということなのですが、少し説明を加えていただけて、それでまた委員の意見を伺ったらどうかと思うのですが、少し説明を。例えば先ほどあった案1の簡便かつわかりやすいところの、一般電気事業者の供給区域ごとに削減相当量を算出することが必要という△がついているのはどういうことかとか、そういうご質問ですね。少し説明をしていただけますか。

【田上補佐】 はい。4点ほどご質問をいただいていたかと思います。最初のCO₂削減量に関してクレジットの算出方法はこのガイドラインの対象じゃない。そのとおりかと思っていまして、おっしゃるようによくまで排出係数の算定だけでございますので、クレジットの量をどうするかというのは、まず検討会の対象から外れてくるのかなと思って

います。

あと、地域間調整の影響でCO₂削減量と算出法が異なるということなのですが、余剰のときには基本的にエリアごとの換算係数で算出するのですが、仮に全量になってくると地域間調整していきますので、基本的に全国1本の係数で算出してくるということも考えられるのではないかなと思っておりまして、そういう意味で算出方法が異なるのではないかなと思っております。

あと、誤差が僅少であるかどうかというところなのですが、これはあくまでもいろいろな大胆な仮定を置いておりまして、例えば太陽光の余剰買取量に太陽光が政府のほうで2020年に2,800万kW入るといような目標を掲げている中で、そういった前提のもとで試算しますと、一般電気事業者さんの方で排出係数がどのくらい変わるかということ、小数点第3位までは全く変わらなくて、PPSさんの方については小数点第3位のところで若干数字が動く、という程度でございます。

あと、新しい制度との整合性についてはやはり工藤委員のご指摘のとおり整合性をとっていくべきではないかなと思っておりますので、事務局としてはそういったことを考えながらご議論いただければと思っております。

○山地座長 追加説明で少し理解が深まったら幸いということになります。よろしいですか、工藤委員。

○工藤委員 特に最後の誤差の話は、誤差の大小もありますけれども、おそらくこの制度の特徴はある基本的な考え方がずっと継続的に評価をしていくという話のところとの兼ね合いも大事だと思うので、その誤差そのものが大きい、小さいに加えて変にぶれないということもある程度あれば、その辺をちゃんと留意した数字であるということはこの制度の運営上しっかり考えつつ進めていくことが多分大事なのかなという気がします。

【山地座長】 確かにPPSの分子から差し引く排出量と、それからその部分、一般電気事業者に増やす排出量が一致していないのは気持ち悪いのですが、かなり太陽光が入ってきて余剰買取が多くなる2020年とか、その以降を考えても排出係数を実際に計算してみると有効数字の中に入ってこないことが確認できれば安心ではないか。そういうことは仮定をおいてチェックされたということだと思います。

他にいかがでございましょうか。

○吉川室長 はい。

○山地座長 室長から少し。

○吉川室長　　今ご質問でございますけれども、今回のほかに結論を下すわけではなくて、踏まえてもう1回やりますので、そのときにもう1回もし必要であれば数値を。

○山地座長　　試算結果とか。

○吉川室長　　ええ。試算結果とかをお示しすることは可能でございますので、そういうことも前提にご検討いただければと思います。

○山地座長　　他の委員はいかがでございますか。じゃあ島田委員、どうぞ。

○島田委員　　今、工藤委員からご議論いただいた9ページの比較表に基づいて質問があるのですが、非常に論理的でわかりやすい案としては1なのかなと思います。案1はすきっとして、数字上也合うと思うのですが、一方で案3のような販売電力量自体を調整するというアイデアが浮上する背景を教えてください。販売電力量そのものをいじってしまうのはあまり見なれない考え方なので、こういうことも案として浮上させる背景をもう少しご説明いただければ、案3に対する理解がもう少し進むと思いますので、その点お願いできますでしょうか。

【山地座長】　　要するに案1が理論的にいうとよさそうなのだけれども、現実的にはとても手間がかかって、あるいは換算係数のところで、散々いろいろな議論があるということですよね。そこをどう言ったらいいのだろう、避けたいと多分事務局は思っているのだと思うんですが、それでいろいろ代わりの簡便な方法を案2と3で考えたということだと思うのですが、1がなぜ大変なのかという認識をもう少し皆さんに共有してもらったらどうですか。あまり言いたくないですか。

【田上補佐】　　案1のほうは、それぞれ一般電気事業者さんの供給区域ごとにそれぞれ調整電力量も算出するということと、あと一般電気事業者さんごとのエリアごとの換算係数をすべて確認してその1つ1つのチェックをやっていくということはかなり事業者さんにとっても大変ですし、確認する側の我々も非常に確認のコストがかかっております。実務的な話をすると、今の排出係数の届け出をいただいている中でもかなり事業者さんの間で電力量の数字はかなり違っていて、その確認でも我々は1カ月以上時間がかかってしまって、そういうのもこれが入ってくると、相当また時間も労力もいろいろな方に労力をかけてしまうというところがありまして、1は非常に厳しいかなと思っております。

案3がなぜアイデアとして出てきたのかというところなのですが、これは論理的には案3の販売電力量で調整するというのは前回の委員会のごときにご提案いただいたというところもありまして、とりあえず案3も検討はしてみたのですが、電力さんの方から言われた

とおり、若干気持ち悪いとか、あといろいろな。もともと販売電力量自体おっしゃるよう
に物理的な量そのものでございますので、それを調整するというのもそもそもあり得ない
のではないかとということもあって、そういったご指摘に対して事務局としてどのように
返すかということ、こういう論点の整理をさせていただいたということでございます。

○山地座長 よろしいでしょうか。じゃあ、鶴田委員、どうぞ。

○鶴田委員 1ページと2ページのところで、論点が4つ。論点と考え方がございます
けれども、この論点と考え方に関しては私全く違和感がない。特に簡便かつわかりやすい
方法と。国の行政コストに対する留意もしている。これは当然のことであるし、論点2、
論点3で調整後排出係数を活用するということも同感でございますし、全量買取制度と
の統一性といいますか、全量買取制度はまだ制度ができていませんけれども、やはりそれ
を予見して対応することは必要不可欠だと思います。そういう論点と考え方によってこの
9ページの整理を見ると、これを見る限りはもう案2しかないと思います。特に、案
1は先ほどご指摘がありましたように、魅力はあるのですが、ただやはり一般電気
事業者の供給区域ごとに削減相当量を算出することは相当行政コストがかかるのかなと思
います。それから案2と案3では分子と分母の問題でございますけれども、やっぱり考え
方として分子で調整するほうがわかりやすいという気がいたします。したがって私は案2
が妥当かなと思います。ただこの誤差の問題がございますけれども、現在の段階ではある
前提を置いて計算しなければいけませんよね。ですから結果として誤差がぶれる可能性は
ありますけれども、実際に無視しえない誤差が派生した場合にはその原因を追及して是非
を判断していくことが現実的ではないでしょうか。事前的には全く技術的な問題ですから
私はそれほど気にしておりません。以上を考慮すると論理必然的に案2が妥当なんじゃな
いかなと私は思います。以上です。

【山地座長】 ありがとうございます。一通り委員のご意見を伺いました。今日ご欠席
の森口委員のご意見も事務局で事前にご確認いただいたようではありますが、大体今、鶴田
委員がおっしゃったようにこの中で案2が妥当ではないかというご意見だと伺っておりま
す。私も簡便かつわかりやすいということと、今後、全量買取制度にも対応できるという
ことと、やっぱり分母をいじるというのは販売電力量というフィジカルなものを調整する
って抵抗があるという意味では、私も個人的に委員としては2がベターであろうとは考
えております。ただ、現時点で決める必要は特にまだないですね。

○吉川室長　　ないです。

○山地座長　　したがって先ほどの、やっぱり調整した分子のPPSに対して削減する排出量とその分一般電気事業者に増やす排出量との量が一致しないというのは気持ち悪いが、ただ排出係数に現実的な影響を与えないということをシミュレーションで確認するという作業が必要だろうと思いますので、それは今後議論するときに出していただきたいと要望したいと思います。

その程度でよろしいでしょうか。現在の段階ではこの程度の議論にしたほうがよろしいですよね。特にほかに。電気事業者の方からもご意見があれば。はい。

○釜谷部長　　オブザーバーの立場で恐縮でございますけれども、私ども電気事業連合会といたしましても、ただいまご議論がありましたとおり案2が合理的な考え方なのではないかと考えています。ただ1つだけ、多分この検討会には直接関係ないとは認識しておりますが、案2の電力量で調整するという考え方はある種特殊な考え方でもありますので、この買取制度に係る係数の調整に限っての方法であるというご理解をしていただいて、いろいろなところでこの考え方が使われるということがないようにしていただきたいと思えます。以上でございます。

○山地座長　　谷口さん、よろしいですか。

○谷口部長　　はい、ありがとうございます。谷口です。今まで先生方からお話しいただいたとおり、案2に対して特段すごく反対だというものではないのですが、やっぱり実際に太陽光の余剰電力が系統全体の中の電源と置きかわって、供給力として需要家に届いているところから考えると、基本的にはやはり案1のほうがすっきりするかなというイメージは持っています。PPSの立場から見ると、事務処理コストはPPSのところに対してはそんなに変わらないものですから、先ほど鶴田先生からもございました行政コストであるとか、その他電力会社さんのコストのところと総合的な評価でしていただければと思いますし、確かに今後の全量買取制度との整合性というところは重要だと思いますので、すっきりするのはやっぱり案1だという思いはあるものの、実態として公平性等に影響ないのであれば案2でもよろしいかなという考え方でございます。

○山地座長　　ありがとうございました。では島田委員、どうぞ。

○島田委員　　この調整後排出係数という考え方自体が日本独自で、私自身国際的な動向を全部調べたわけではないですが、オリジナルな路線を走って、温対法の中だけだとはいえ、非常に特殊な調整をしてインセンティブ付けをする制度になっていると思えます。一

方で、国際的な立場から見ると例えばOECDが環境やエネルギー政策のレビューを行ったり、国際的にこういう制度の説明をする場面を想定すると、できるだけこういう制度をうまく論理的に説明できるような備えがいます。変なところで指摘されて足元をすくわれないよう、そういう準備もこの制度全体としては必要かなという印象を持っておりますので、またそのあたりご準備いただければと思います。

○山地座長　　ありがとうございました。別に憶することなくちゃんと説明できると思いますけれどもね。では、本件はよろしゅうございますでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

そうしますと、その他でありまして、今後のスケジュールについて事務局からご説明お願いします。

○吉川室長　　はい、ありがとうございます。今の島田先生の意見は全くそのとおりでと思いますし、こういうところで議論していることも、外への説明責任を含めて議論しているので、ぜひ今後ともやっていきたいなと思っているところでございます。今日の議論を踏まえて先ほどの試算の結果等も示しながら次回、また時間をいただいて議論をさせていただきたいと思います。その際には案2でご了解いただいておりますので、案2をベースに資料を用意させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールでございますけれども、本日の検討会の結果をいただきまして、パブリックコメントの結果及びその改正の通達の公表を1月の下旬にやりたいと思っております。以上でございます。

○山地座長　　ありがとうございました。ということでございます。また本日の資料、それから議事については経済産業省と環境省のホームページで公表するということでございますので、ご了承いただきたいと思います。

では今日の検討会は以上で終わります。どうもありがとうございました。

— 了 —